

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齡基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がある受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、<u>二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」といふ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</u>にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由</p>	<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の加算等）</p> <p>第十四条 老齡基礎年金の額は、受給権者（次条第一項若しくは第二項又は附則第十八条第一項に該当する者を除く。）が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であつて、六十五歳に達した日において、次の各号のいずれかに該当するその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び附則第十八条において同じ。）によつて生計を維持していたとき（当該六十五歳に達した日の前日において当該配偶者がある受給権を有する次の各号に掲げる年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となつていた場合に限る。）は、附則第十七条並びに国民年金法第二十七条、第二十八条、附則第九条の二及び第九条の二の二の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、<u>三万四千四百円にその者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その者が老齡厚生年金、退職共済年金その他の老齡又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。</u></p>

とする給付であつて政令で定めるものを受けることができるときは、この限りでない。

一・二（略）

2）4（略）

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被

保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額

一・二（略）

2）4（略）

第十七条 附則別表第五の上欄に掲げる者であつて、第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間（附則第八条第一項の規定により当該被保険者期間とみなすこととされたもの及び国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者としての国民年金の被保険者期間を含む。以下この条において同じ。）が二十五年未満であり、かつ、第一号被

保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により当該保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。以下この条において同じ。）とを合算した期間がそれぞれ同表の中欄に掲げる期間以上であるものに支給する老齢基礎年金の額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、その者が、六十五歳以上七十歳未満であつて同法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は七十歳以上であるときに限る。

一 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額（同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）

二 旧国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・口 (略)

2・3 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。) 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七条
条第一項 合算した額

合算した額(その額が七十八万九百円に改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法

二 旧国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・口 (略)

2・3 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2 前項に規定する年金たる給付については、次項及び第五項の規定を適用する場合を除き、旧国民年金法中当該年金たる給付の額の計算に関する規定及び当該年金たる給付の額の計算に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。) 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧国民年金法第二十七条
条第一項 合算した額

合算した額(その額が八十万四千二百円を超えるときは、当該額とする。)

	<p>「という。」(第一条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を超えるときは、当該額とする。</p>
<p>千六百八十円に保険料納付済期間</p>	<p>二千五百一円に改定率を乗じて得た額(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による</p>
	<p>二千五百七十六円(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保</p>
<p>千六百八十円に保険料納付済期間</p>	<p>二千五百七十六円(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第六条の規定による改正前の厚生年金保</p>

<p>旧国民年金法第三十八 条及び第四十三条</p>		
<p>五十万千六百円</p>	<p>千六百八十円に保 料免除期間</p>	
<p>七十八万九百円に改 定率を乗じて得た額</p>	<p>二千五百一円に改定 率を乗じて得た額に 保険料免除期間</p>	<p>改正前の厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（昭和四十 八年法律第九十二号 ）附則第十二条第二 項の規定の適用があ る場合は三千七百五 十二円に改定率を乗 じて得た額とし、そ れらの額に五十銭未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十銭以上一円 未満の端数が生じた ときは、これを一円 に切り上げるものと する。次号において 同じ。）に保険料納 付済期間</p>
<p>旧国民年金法第三十八 条及び第四十三条</p>		
<p>五十万千六百円</p>	<p>千六百八十円に保 料免除期間</p>	
<p>八十万四千二百円</p>	<p>二千五百七十六円に 保険料免除期間</p>	<p>険法等の一部を改正 する法律（昭和四十 八年法律第九十二号 ）附則第十二条第二 項の規定の適用があ る場合は三千八百六 十四円。次号におい て同じ。）に保険料 納付済期間</p>

		<p>(その額に五十円未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十円以上百円 未満の端数が生じた ときは、これを百円 に切り上げるものと する。)</p>
<p>旧国民年金法第三十九 条第一項及び第四十四 条第一項</p>	<p>二万四千円</p>	<p>七万四千九百円に改 定率(平成十六年改 正法第一条の規定に よる改正後の第二十 七条の三及び第二十 七条の五の規定の適 用がないものとして 改定した改定率とす る。以下この項にお いて同じ。)を乗じ て得た額(その額に 五十円未満の端数が 生じたときは、これ を切り捨て、五十円 以上百円未満の端数 が生じたときは、こ れを百円に切り上げ</p>
		<p>七万七千円</p>
<p>旧国民年金法第三十九 条第一項及び第四十四 条第一項</p>	<p>二万四千円</p>	

旧国民年金法第五十条	旧国民年金法第三十九条の二第一項		
二分の一	十八万円	六万円	
四分の三	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	るものとする。）

旧国民年金法第五十条	旧国民年金法第三十九条の二第一項		
二分の一	十八万円	六万円	
四分の三	二十三万四千四百円	二十三万四千四百円	

<p>旧国民年金法第七十九 条第二第四項</p>	<p>旧国民年金法第七十七 条第一項第一号</p>	<p>旧国民年金法第七十七 条第一項ただし書及び 第七十八条第二項</p>
<p>三十一万八千円</p>	<p>六百五十円</p>	<p>三十一万八千円と</p>
<p>四十万百円に改定率 を乗じて得た額（そ る。）</p>	<p>九百六十八円に改定 率を乗じて得た額（ その額に五十銭未 満の端数が生じたとき は、これを切り捨て 、五十銭以上一円未 満の端数が生じたとき は、これを一円に 切り上げるものとす る。）</p>	<p>四十万百円に改定率 を乗じて得た額（そ の額に五十円未満の 端数が生じたときは 、これを切り捨て、 五十円以上百円未 満の端数が生じたとき は、これを百円に切 り上げるものとする 。）に 当該額と</p>
<p>旧国民年金法第七十七 条第一項第一号</p>	<p>旧国民年金法第七十七 条第一項ただし書、第 七十八条第二項及び第 七十九条の二第四項</p>	<p>三十一万八千円</p>
<p>六百五十円</p>	<p>九百九十七円</p>	<p>四十一万二千円</p>

<p>第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律</p>	<p>附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項</p>	
<p>二十七万二千二百円</p>	<p>二十七万二千二百円</p>	
<p>四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（そ</p>	<p>四十万三千八百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>
<p>第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律</p>	<p>附則第九十九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号。以下「改正前の法律第八十六号」という。）附則第十六条第二項</p>	
<p>二十七万二千二百円</p>	<p>二十七万二千二百円</p>	
<p>四十一万五千八百円</p>	<p>四十一万五千八百円</p>	

<p>第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十条第二項</p>	<p>の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。</p>
--	---

3 国民年金法第十六条及び第十七条の規定は、第一項に規定する年金たる給付について準用する。

4 14 (略)

(老齢厚生年金の額の計算の特例)
第五十九条 (略)

2 老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)(に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期

<p>第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。）附則第二十条第二項</p>	
--	--

3 国民年金法第十六条から第十七条までの規定は、第一項に規定する年金たる給付について準用する。

4 14 (略)

(老齢厚生年金の額の計算の特例)
第五十九条 (略)

2 老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百七十六円に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。)(の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。))を乗じて得た額

間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）中「千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）」に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）にイに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ・ロ（略）

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）中「千六百七十六円」とあるのは、「千六百七十六円に政令で定める率を乗じて得た額」とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百七十六円にその率を乗じて得た額が三千四百四十三円から千六百七

六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする）が三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする）を減ずるよう定められるものとする。

（老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十条（略）

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日

三万三千二百円に改定

十六円までの間を一定の割合で通減するよう定められるものとする。

（老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十条（略）

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四条第二項（同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同法第四十四条第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日

三万四千百円

までの間に生まれた者

	率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。）を乗じて得た額
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額

（遺族厚生年金の加算の特例）

第七十二条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の

までの間に生まれた者

昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万八千三百円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	十万二千五百円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万六千六百円
昭和十八年四月二日以後に生まれた者	十七万七百元

（遺族厚生年金の加算の特例）

第七十二条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の

規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

一 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

2 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政

規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

一 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額(附則第五十条又は同法第三十四条の規定により改定された額を含む。)

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額

2 (略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政

令で定める。

<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第一号</p>	<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第二号</p>	<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第五項</p>
<p>二千五十円</p>	<p>千分の十</p>	<p>十八万円</p>
<p>三千五十三円に国民 年金法（昭和三十四 年法律第四百十一号 ）第二十七条に規定 する改定率（以下「 改定率」という。） を乗じて得た額（そ の額に五十銭未満の 端数が生じたときは 、これを切り捨て、 五十銭以上一円未満 の端数が生じたとき は、これを一円に切 り上げるものとする 。）</p>	<p>千分の九・五</p>	<p>二十二万四千七百円 に改定率（国民年金 法第二十七条の三及 び第二十七条の五の 規定の適用がないも</p>

令で定める。

<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第一号</p>	<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第一項第二号</p>	<p>旧厚生年金保険法第三 十四条第五項</p>
<p>二千五十円</p>	<p>千分の十</p>	<p>十八万円</p>
<p>三千百四十三円</p>	<p>千分の九・五</p>	<p>二十三万四千四百円</p>

六万円	二万四千元	
二十二万四千七百円に改定率を乗じて得	<p>七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>	<p>のとして改定した改定率とする。以下の項において同じ。（を乗じて得た額）その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

六万円	二万四千元	
二十三万四千四百円	七万七千円	

<p>旧厚生年金保険法第六 十條第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>旧厚生年金保険法第五 十條第一項第三号</p>	<p>五十万千六百円</p>
<p>五十万千六百円に 七十八万九百円に改 定率を乗じて得た額 (その額に五十円未 満の端数が生じたと</p>	<p>当該額)</p>	<p>五十万千六百円に 七十八万九百円に改 定率を乗じて得た額 (その額に五十円未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十円以上百円 未満の端数が生じた ときは、これを百円 に切り上げるものと する。)に</p>	<p>た額(その額に五十 円未満の端数が生じ たときは、これを切 り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生 じたときは、これを 百円に切り上げるも のとする。)</p>
<p>旧厚生年金保険法第五 十條第一項第三号及び 同法第六十條第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>

	旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項第一 号
	五十万千六百円と
きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。()に	当該額と
十四万九千七百円に改定率(国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この号において同じ。)を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。	
	旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項
	十二万円
	十五万四千二百円

<p>旧厚生年金保険法附則 第十六条第二項</p>	<p>旧厚生年金保険法第六 十二条の二第一項第二 号</p>	
<p>九万八千四百円</p>	<p>十二万円</p>	<p>二十一万円</p>
<p>政令で定める額（そ の額が十一万四千五 百円に満たないとき</p>	<p>十四万九千七百円に 改定率を乗じて得た 額（その額に五十円 未満の端数が生じた ときは、これを切り 捨て、五十円以上百 円未満の端数が生じ たときは、これを百 円に切り上げるもの とする。）</p>	<p>二十六万二千百円に 改定率を乗じて得た 額（その額に五十円 未満の端数が生じた ときは、これを切り 捨て、五十円以上百 円未満の端数が生じ たときは、これを百 円に切り上げるもの とする。）</p>
<p>旧厚生年金保険法附則 第十六条第二項</p>		<p>九万八千四百円</p>
<p>政令で定める額（そ の額が十一万四千五 百円に満たないとき</p>		<p>二十一万円</p>
		<p>二十六万九千九百円</p>

<p>二 旧交渉法第二十五条の二</p>	<p>五十万千六百円に</p>	<p>七十八万九百円に国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に</p>	<p>は、十一万四千五百円）</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第三条第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じた</p>	
<p>二 旧交渉法第二十五条の二</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>	<p>は、十一万四千五百円）</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第三条第二項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>	

	改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	ときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。
二万四千元	二十一万四千七百元に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	七万四千九百元に改	
	改正前の法律第九十二号附則第三条第三項	十八万円	二十三万四千四百円
二万四千元	七万七千四百円		

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第六

3 厚生年金保険法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保
 険給付について準用する。
 4～10 (略)

	六万円	
		定率を乗じて得た額 (その額に五十円未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十円以上百円 未満の端数が生じた ときは、これを百円 に切り上げるものと する。)
		二十二万四千七百円 に改定率を乗じて得 た額(その額に五十 円未満の端数が生じ たときは、これを切 り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生 じたときは、これを 百円に切り上げるも のとする。)

3 厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定
 する年金たる保険給付について準用する。
 4～10 (略)

	六万円	
		二十三万四千四百円

十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づき命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千元	七十三万二千七百二十円 十円二国民年金法第二十七条二規定スル 改定率(以下改定率ト称ス)ヲ乘ジテ得タル額(其ノ額ニ五円未満ノ端数アルト
----------------	---------	---

第八十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づき命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

旧船員保険法第三十五条第一号	四十九万二千元	七十五万四千三百一十円
----------------	---------	-------------

	三万二千八百円	三十六万九千円 ヲ
キハ之ヲ切捨テ五円以上十円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス	四万八千八百四十八円ニ改定率ヲ乘ジテ得タル額（其ノ額ニ五十銭未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス）	五十四万九千五百四十円ニ改定率ヲ乘ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未滿ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）ヲ

	三万二千八百円	三十六万九千円
	五万二千八百八十八円	五十六万五千七百四十円

旧船員保険法第三十五条第二号	七十五分の一	三十六万九千円トス	当該額トス
旧船員保険法第三十六条第一項	十八万円	二十二万四千七百円 二改定率（国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上ゲルモノトス）	千五百分ノ十九
六万円	二十二万四千七百円 二改定率ヲ乗シテ得タル額（其ノ額二十五円未満ノ端数アル	六万円	二十三万四千四百円

旧船員保険法第三十五条第二号	七十五分の一		
旧船員保険法第三十六条第一項	十八万円	二十三万四千四百円	千五百分ノ十九
六万円	二十三万四千四百円	六万円	二十三万四千四百円

旧船員保険法第四十一条ノ	旧船員保険法第四十一条第一項第一号口	二十四万六千円	三十六万六千三百六十円
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	二 五十万千六百円	百分ノ百二十	七十八万九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二十五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス)
十八万円	五十万千六百円トス	五十分ノ五十七	十円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額二五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス)
二十二万四千七百円	当該額トス		

旧船員保険法第四十一条ノ	旧船員保険法第四十一条第一項第一号口	二十四万六千円	三十七万七千四百六十円
旧船員保険法第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	二 五十万千六百円	百分ノ百二十	八十万四千二百円
十八万円		五十分ノ五十七	
二十三万四千四百円			

十二万円	六万円	
四十四万九千四百円	二十二万四千七百円 に改定率ヲ乗ジテ得 タル額（其ノ額二五 十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五 十円以上百円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ 百円ニ切上グルモノ トス）	二改定率（国民年金 法第二十七条の三及 第二十七条の五ノ規 定ノ適用ナカリシモ ノトシテ改定シタル 改定率トス以下此ノ 項ニ於テ同ジ）ヲ乗 ジテ得タル額（其ノ 額二十五円未満ノ端 数アルトキハ之ヲ切 捨テ五十円以上百円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ百円ニ切上グ ルモノトス）

十二万円	六万円	
四十六万二千八百円	二十三万四千四百円	

<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第二号口</p>	<p>六万千五百円</p>	<p>二万四千円</p>	<p>二改定率ヲ乗ジテ得 タル額（其ノ額二五 十円未満ノ端数アル トキハ之ヲ切捨テ五 十円以上百円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ 百円ニ切上グルモノ トス）</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第二号口</p>	<p>九万千五百九十円二 改定率ヲ乗ジテ得タ ル額（其ノ額二五円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五円以 上十円未満ノ端数ア ルトキハ之ヲ十円ニ</p>	<p>七万四千九百円二改 定率ヲ乗ジテ得タル 額（其ノ額二五十円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円 以上百円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ百円 ニ切上グルモノトス ）</p>	<p>七万四千九百円二改 定率ヲ乗ジテ得タル 額（其ノ額二五十円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五十円 以上百円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ百円 ニ切上グルモノトス ）</p>
<p>旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第二号口</p>	<p>六万千五百円</p>	<p>二万四千円</p>	<p>七万七千五百円</p>

旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第二号八	百分ノ三十	二百分ノ五十七	切上グルモノトス
旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第三号口	十二万三千円	十八万三千百八十円 ニ改定率ヲ乗ジテ得 タル額（其ノ額二五 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ十円 ニ切上グルモノトス ）	
旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二第一号	十二万円	十四万九千七百円ニ 改定率（国民年金法 第二十七条の三及第 二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノ トシテ改定シタル改 定率トス以下此ノ号 ニ於テ同ジ）ヲ乗ジ	

旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第二号八	百分ノ三十	二百分ノ五十七	
旧船員保険法第五十条ノ二 第一項第三号口	十二万三千円	十八万八千五百八十 円	
旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二	十二万円	十五万四千二百円	

<p>旧船員保険法第五十条ノ三 ノ二第一号</p>	<p>十二万円</p>	<p>二十一万円</p> <p>二十六万二千百円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タ ル額（其ノ額二十五 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五十 円以上百円未満ノ端 数アルトキハ之ヲ百 円ニ切上グルモノト ス）</p>	<p>テ得タル額（其ノ額 二十五円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ切捨 テ五十円以上百円未 満ノ端数アルトキハ 之ヲ百円ニ切上グル モノトス）</p>
<p>二十一万円</p>	<p>二十六万九千九百円</p>		

旧船員保険法別表第三ノ二		旧船員保険法附則第六項		旧船員保険法附則第五項	
六〇、〇〇〇円	障害補償一時金、障害補償年金、差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又八遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	第六十五条	第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号	第六十四条	第八條の三第一項第二号
一三四、七〇〇円	給付基礎日額ノ算定ノ方法			給付基礎日額ノ算定ノ方法	ス

旧船員保険法別表第三ノ二		旧船員保険法附則第六項		旧船員保険法附則第五項	
六〇、〇〇〇円	障害補償一時金、障害補償年金、差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又八遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置	第六十五条	第八條の四ニ於テ準用スル同法第八條の三第一項第二号	第六十四条	第八條の三第一項第二号
一三一、四〇〇円	給付基礎日額ノ算定ノ方法			給付基礎日額ノ算定ノ方法	

	改定率（国民年金法 第二十七条の三及第 二十七条の五ノ規定 ノ適用ナカリシモノ トシテ改定シタル改 定率トス以下此ノ表 ニ於テ同ジ）ヲ乘ジ テ得タル額（其ノ額 二五〇円未満ノ端数 アルトキハ之ヲ切捨 テ五〇円以上一〇〇 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ一〇〇円ニ 切上グルモノトス）
〇・九月分 円 一一〇、〇〇〇	一・二月分 四四九、四〇〇円ニ 改定率ヲ乘ジテ得タ ル額（其ノ額二五〇 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇 円以上一〇〇円未満 ノ端数アルトキハ之 ヲ一〇〇円ニ切上ゲ ルモノトス）

	一・二月分 四六二、八〇〇円
〇・九月分 円 一一〇、〇〇〇	

旧交渉法第二十六条	五十万千六百円	二・二月分	一・六月分	一四四、〇〇〇円
	七十八万九百円に国 モノトス)	二・七月分	一・九月分	五二四、三〇〇円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タ ル額(其ノ額二五〇 円未満ノ端数アルト キハ之ヲ切捨テ五〇 円以上一〇〇円未満 ノ端数アルトキハ之 ヲ一〇〇円ニ切上ゲ ルモノトス)
		二四、〇〇〇円		
		七四、九〇〇円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル 額(其ノ額二五〇円 未満ノ端数アルトキ ハ之ヲ切捨テ五〇円 以上一〇〇円未満ノ 端数アルトキハ之ヲ 一〇〇円ニ切上グル モノトス)		

旧交渉法第二十六条	五十万千六百円	二・二月分	一・六月分	一四四、〇〇〇円
	八十万四千二百円	二・七月分	一・九月分	五三九、九〇〇円
		二四、〇〇〇円		
		七七、一〇〇円		

<p>改正前の法律第百五号附則 第十六条第三項</p>	<p>二千五十円</p>	<p>五千六百円 当該額)</p>	<p>に 民年金法（昭和三十 四年法律第四百十一 号）第二十七条に規 定する改定率を乗じ て得た額（その額に 五十円未満の端数が 生じたときは、これ を切り捨て、五十円 以上百円未満の端数 が生じたときは、こ れを百円に切り上げ るものとする。）に</p>
<p>改正前の法律第百五号附則 第十六条第三項</p>	<p>二千五十円</p>	<p>三千四百四十三円</p>	<p>（その額に五十銭未 満の端数が生じたと きは、これを切り捨 て、五十銭以上一円 未満の端数が生じた</p>

	改正前の法律第百五号附則 第十六条第四項第一号		
ときは、これを一円に切り上げるものとする。	二千五十円 三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、こを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）	八十六万千円 百二十八万二千二百六十円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）	
	改正前の法律第百五号附則 第十六条第四項第一号		
	二千五十円	八十六万千円	三千百四十三円
		百三十二万六十円	

<p>附則第一百十条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条</p>	<p>九万八千四百円</p>	<p>政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第八条第四項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>七十八万九百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）</p>

4 厚生年金保険法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）について準用する。

5 13 (略)

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、

<p>附則第一百十条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十条</p>	<p>九万八千四百円</p>	<p>政令で定める額（その額が十一万四千五百円に満たないときは、十一万四千五百円）</p>
<p>改正前の法律第九十二号附則第八条第四項</p>	<p>五十万千六百円</p>	<p>八十万四千二百円</p>

4 厚生年金保険法第三十四条及び第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）について準用する。

5 13 (略)

通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的な読替えは、政令で定める。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）抄
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の計算の特例）</p> <p>第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第四項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて老齡基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八条第四項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第九条の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齡基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>附則</p> <p>（老齡基礎年金の額の計算の特例）</p> <p>第十三条 附則別表第四の上欄に掲げる者については、国民年金法第二十七条（同法第二十八条第三項及び附則第九条の二第四項において適用する場合並びに同法第五十条及び附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）中「四百八十」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の規定によつて老齡基礎年金の額が計算される者については、国民年金法第二十八条第三項中「同条に定める額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第十七条第一項に定める額」と、同法附則第九条の二第四項中「同条に定める額」とあるのは「昭和六十年改正法附則第十七条第一項に定める額」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（六十五歳以上の国民年金の被保険者等に係る老齡基礎年金の特例）</p> <p>第十八条（略）</p>

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)」と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とする。

6・7 (略)

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八条 (略)

2～9 (略)

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは、「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)」と読み替えるものとする。

11 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。

6・7 (略)

(従前の母子福祉年金及び準母子福祉年金)

第二十八条 (略)

2～9 (略)

10 第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る支給の停止及び支給の調整については、この附則及び新国民年金法に別段の定めがあるもののほか、旧国民年金法第二十条、第四十一条の四第一項から第四項まで、第四十一条の五第一項及び第二項、第六十四条の五から第六十五条まで、第六十六条第三項から第五項まで並びに第六十七条並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第二十五条第三項の規定の例による。

11 (略)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2、10 (略)

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、旧国民年金法第六十五条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令に定める場合に限る。)」と読み替えるものとする。

12、14 (略)

(老齢厚生年金の支給開始年齢等の特例)

第五十八条 (略)

2 附則第十二条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号、第八条の二第三項、第九条の四第一項、第四項及び第六項、第十一条の三第三項並びに第十三条の五第七項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

(老齢厚生年金の額の計算の特例)

(旧国民年金法による給付)

第三十二条 (略)

2、10 (略)

11 旧国民年金法第四十一条第二項から第四項までの規定(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む、これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による母子年金及び準母子年金について、同法第六十五条から第六十八条まで並びに第七十九条の二第五項及び第六項の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は同法による老齢福祉年金について、それぞれなおその効力を有する。

12、14 (略)

(老齢厚生年金の支給開始年齢等の特例)

第五十八条 (略)

2 附則第十二条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、厚生年金保険法附則第七条の三第一項第三号、第八条の二第三項、第九条の四第一項、第四項及び第六項、第十一条の三第四項並びに第十三条の五第七項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

(老齢厚生年金の額の計算の特例)

第五十九条（略）

2 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。）を乗じて得た額

二（略）

3・4（略）

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び

第五十九条（略）

2 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条又は平成六年改正法附則第十五条第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。）の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三条第一項及び第四十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二（略）

3・4（略）

（中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例）

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並び

に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第六項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第四項、第三百三十三条の二第三項並びに第六百六十三条の三第一項の規
定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金
額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算
額」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。
）」と、同条第四項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額
及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号
）附則第五十九条第二項に規定する加算額」と、「加給年金額」と
いう。」「とあるのは「加給年金額」という。）」及び国民年金法等の
一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第
二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。）」と、
「（加給年金額」とあるのは「（加給年金額及び加算額」と、「
全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と
、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生
年金の額に満たないときは、加給年金額」とあるのは「全部（加算額
（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額

に第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、
第四十六条第四項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条
の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の
基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月
数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるも
の及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び
第二項、第三百三十三条の二第三項並びに第六百六十三条の三第一項の規
定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金
額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律
（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第二項に規定する加算
額」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。
）」と、同条第二項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額
及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号
）附則第五十九条第二項に規定する加算額」と、「加給年金額」と
いう。」「とあるのは「加給年金額」という。）」及び国民年金法等の
一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九条第
二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。）」と、
「（加給年金額」とあるのは「（加給年金額及び加算額」と、「
全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と
、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生
年金の額に満たないときは、加給年金額」とあるのは「全部（加算額
（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額

に満たないときは、加給年金額及び加算額」と、同法第百三十三條の二第三項中「(加給年金額を」とあるのは「(加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九條第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。)を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第百六十三條の三第一項中「加給年金額」という。」「とあるのは「加給年金額」という。)(又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九條第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。))と、「と、「加給年金額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を控除」と、「加給年金額を除く」とあるのは「加給年金額及び加算額を除く」とする。

2 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る同法附則第九條の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間について附則第六十一條の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。))を基礎として計算した附則第五十九條第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。)(に係る同法附則第十一條の四、第十一條の六第四項、第五項及び第八項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の二第二項並びに平成六年改正法附則第二十四條第三項から第五項まで、第二十六條第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十八條第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

に満たないときは、加給年金額及び加算額」と、同法第百三十三條の二第三項中「(加給年金額を」とあるのは「(加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九條第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。)を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第百六十三條の三第一項中「加給年金額」という。」「とあるのは「加給年金額」という。)(又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九條第二項に規定する加算額(以下この項において「加算額」という。))と、「と、「加給年金額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を控除」と、「加給年金額を除く」とあるのは「加給年金額及び加算額を除く」とする。

2 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(当該老齢厚生年金に係る同法附則第九條の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間(当該被保険者期間について附則第六十一條の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。))を基礎として計算した附則第五十九條第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。)(に係る同法附則第十一條の四、第十一條の六第四項、第五項及び第八項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の二第三項並びに平成六年改正法附則第二十四條第三項から第五項まで、第二十六條第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十八條第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2~5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齢厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金(その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。)	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第二項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

7~10 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)
第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 (略)

2~5 (略)

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齢厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)			
老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金(その受給権者が六十五歳以上であるものに限る。)	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第二項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

7~10 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)
第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚

生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した額

生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十二年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前の期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した額

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち平成十七年四月一日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項（附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき厚生年金保険法第百三十二条第二項の規

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ（略）

ロ イに掲げる期間のうち平成十二年四月一日前の期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額とを合算した額

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十二年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち平成十七年四月一日以後の期間につき附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間につき平成十二年改正法附則第二十三条第一項

定の例により計算した額（同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）

四（略）

4
6（略）

の規定の例により計算した額

四（略）

4
6（略）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）
 （第十六条関係）

抄

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（企業年金連合会への準用） 第八十五条 附則第八十二条から前条までの規定は、<u>企業年金連合会</u>が支給する老齢年金給付について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金基金連合会への準用） 第八十五条 附則第八十二条から前条までの規定は、<u>厚生年金基金連合会</u>が支給する老齢年金給付について準用する。</p>

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号） 抄
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民年金の年金たる給付に係る併給調整の経過措置）</p> <p>第十一条 旧国民年金法による寡婦年金については、<u>国民年金法第二十条の規定は適用しない</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 旧国民年金法による年金たる給付（老齢年金及び通算老齢年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）は、その受給権者が国民年金法による年金たる給付（付加年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下この項において同じ。）又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢年金及び通算老齢年金並びに旧国民年</p>	<p>附則</p> <p>（国民年金の年金たる給付に係る併給調整の経過措置）</p> <p>第十一条 旧国民年金法による寡婦年金については、<u>新国民年金法第二十条の規定は適用しない</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 旧国民年金法による年金たる給付（老齢年金及び通算老齢年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）は、その受給権者が国民年金法による年金たる給付（付加年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下この項において同じ。）又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。旧国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）又は通算老齢年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢年金及び通算老齢年金並びに旧国民年金法による老齢福祉年金の受給権者が国民年金法による年金たる給付を受け</p>

金法による障害年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）が国民年金法による年金たる給付又は国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該障害年金並びに旧国民年金法による老齢福祉年金の受給権者が国民年金法による年金たる給付を受けることができる場合における当該老齢福祉年金についても、同様とする。

4・5（略）

6 附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けることができる場合」とあるのは、「（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金）その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く。」を受けられることができる場合」とする。

7 附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金については、国民年金法第二十条第一項中「支給されるものを除く」とあるのは、「支給されるもの並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共

ることができるところにおける当該老齢福祉年金についても、同様とする。

4・5（略）

6 附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金又は附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金については、新国民年金法第二十条第一項中「支給されるものを除く」とあるのは、「支給されるもの並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定によ

済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く」とする。

（障害基礎年金等の支給要件の特例）

第二十条 初診日が平成二十八年四月一日前にある傷病による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成二十八年四月一日前に死亡した者について新国民年金法第三十条ただし書の規定を適用する場合には、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日

る改正前の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、「退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く」とする。

（障害基礎年金等の支給要件の特例）

第二十条 初診日が平成十八年四月一日前にある傷病による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書（同法第三十条の二第二項、同法第三十条の三第二項、同法第三十四条第五項及び同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同法第三十条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間（当該初診日において被保険者でなかつた者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間）のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成十八年四月一日前に死亡した者について新国民年金法第三十七条ただし書の規定を適用する場合には、同条ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき（当該死亡の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡日において被保険者でなかつた者については、当該死亡日

の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間)のうち、に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。)とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置)
第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 老齢厚生年金については、厚生年金保険法第三十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「を除く。」又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金)」とあるのは、「並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金、退職年金及び減額退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。))とする。

5 遺族厚生年金については、厚生年金保険法第三十八条第一項中「遺族基礎年金を除く。」とあるのは、「遺族基礎年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)とする。

6~8 (略)

属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの一年間)のうち、に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときを除く。)とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置)
第五十六条 (略)

2・3 (略)

4 老齢厚生年金については、新厚生年金保険法第三十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「退職共済年金」とあるのは、「退職共済年金、退職年金及び減額退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)とする。

5 遺族厚生年金については、新厚生年金保険法第三十八条第一項中「付加年金」とあるのは、「付加年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)とする。

6~8 (略)

(障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 初診日が平成二十八年四月一日前にある傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、同法第四十七条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成二十八年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

(障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十四条 初診日が平成十八年四月一日前にある傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、同法第四十七条の三第二項、同法第五十二条第五項、同法第五十四条第三項及び同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、同法第四十七条第一項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該障害に係る者が当該初診日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

2 平成十八年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、「三分の二に満たないとき(当該死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの一年間(当該死亡日において国民年金の被保険者でなかった者については、当該死亡日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間)のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)」とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二（略）

2 | 前項の場合においては、厚生年金保険法第六十五条の規定を準用する。

3 | 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者が六十五歳に達した場合における第一項の規定による年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

第七十四条（略）

2~5（略）

6 | 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。この場合においては、同法第六十五条の規定を準用する。

一・二（略）

2 | 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者が六十五歳に達した場合における前項の規定による年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

第七十四条（略）

2~5（略）

6 | 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、新厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号） 抄
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第五条 この条から附則第三十八条の二まで、附則第四十一条から第九十条まで及び附則第九十二条から第九十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇八の五 （略）</p> <p>九 保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ国民年金法第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。</p> <p>十〇十九 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第五条 この条から附則第三十八条の二まで、附則第四十一条から第九十条まで及び附則第九十二条から第九十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇八の五 （略）</p> <p>九 保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間 それぞれ国民年金法第五条第二項、同条第三項、同条第七項、同条第八項、同法第七条第一項第一号、同項第二号又は同法附則第七条第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、被用者年金保険者、年金保険者たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。</p> <p>十〇十九 （略）</p>

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号）抄
（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の平均標準報酬月額に関する経過措置）</p> <p>第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二條第一項</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険の平均標準報酬月額に関する経過措置）</p> <p>第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七條第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齡厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二條第一項</p>

第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項第一号ただし書の規定の適用があるときは、この限りでない。

一～三（略）

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第四十四条第一項、第四十四条の三第四項及び平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項第一号においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号（老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合に限る。）中「千分の五・四八一」

第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。）、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項後段の規定の適用があるときは、この限りでない。

一～三（略）

（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第四十四条第一項及び平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号（老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場合に限る。）中「千分の五・四八一」とあるのは、それぞれ同表の下

とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

2～4 (略)

5 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計算される者については、厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項の規定）」とする。

(中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例)

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第七項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び第五項、第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに第六百六十三条の三

欄のように読み替えるものとする。

2～4 (略)

(中高齢者等に係る老齢厚生年金の加給年金額等の特例)

第六十一条 附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者について、附則第十四条第一項（第一号に限る。）、厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第三項（同法附則第九条の二第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）、第四十六条第六項、第六十二条第一項の規定又は同法附則第十六条の規定を適用する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数は二百四十であるものとみなす。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第六十二条 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八条の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六条第一項及び第四項、第三百三十三条の二第三項並びに第六百六十三条の三第一項の規

第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））と、「（同項に規定する加算額を除く。）」とあるのは「（繰下げ加算額及び経過期的加算額を除く。）」と、同条第五項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））を」と、「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは、「第四十四条の三第四項に規定する加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。））と、「及び繰下げ加算額」とあるのは、「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「同項に規定する加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「（繰下げ加算額」とあるのは「（繰下げ加算額及び経過期的加算額）」と、同法第百三十三条の第二項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。）」とあるのは「繰下げ加算額又は経過期的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、同条第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額又は経過期的加算額」と、同法第百

定の適用については、当分の間、同法第四十六条第一項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「全部」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。）」と、「同条第四項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「加給年金額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第五十九条第二項に規定する加算額）」と、「加給年金額」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加算額」という。））」と、「（加給年金額及び加算額を除く）」と、「加給年金額」とあるのは「加給年金額及び加算額」と、「（加給年金額及び加算額）」と、「（加給年金額）」とあるのは「全部（同項に規定する加算額を除く。））」と、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額）」とあるのは「全部（加算額（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額及び加算額）」と、同法第百三十三条の第二項中「（加給年金額）」とあるのは「（加給年金額及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。））」を」と、同項第二号中「加給年金額が」とあるのは「加給年金額又は加算額が」と、「加給年金額を」とあるのは「加給年金額及び加算額を」と、同法第百六十三條の三第一項中「加給年金額」という。）」とあるのは「加給年金額」という。）又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第五十九条第二項に規定する加算額（以下この項において「加算額」という。））」と、「（加給年金額及び加算額を控除）」と、「加給年金額を控除」とあるのは「加給年金額及び加算額を

六十三条の三第一項中「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額

(以下この項において「繰下げ加算額」という。) 」とあるのは「、

繰下げ加算額又は経過的加算額」と、「及び繰下げ加算額」とあるのは「、繰下加算額及び経過的加算額」とする。

2 (略)

(施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる
保険給付の特例)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定されたものについて、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第一項及び旧通則法第四条第一項の規定を適用する場合においては、旧厚生年金保険法第四十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。) 」と、旧通則法第四条第一項中「みなされる期間」とあるのは「みなされる期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。) 」とするほか、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

を除く)とする。

2 (略)

(施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる
保険給付の特例)

第六十三条 (略)

2 (略)

(遺族厚生年金の加算の特例)

第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの(死亡した厚生

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二（略）

2（略）

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び同条第四項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民

年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。

（）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一・二（略）

2（略）

第七十四条 妻に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その妻が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその妻が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、厚生年金保険法第六十条の規定にかかわらず、同条の規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九

年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3) 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用及び同法第六十三条第一項第五号の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。

3) 5 (略)

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものの適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

(旧厚生年金保険法による給付)

第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第八項まで及び第十項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項及び第九項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（表略）
3～5（略）

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金（その受給権者が六十五	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第五項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第六項並びに附則第五十六条第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づき命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（表略）
3～5（略）

6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第二欄に掲げる老齡厚生年金とみなして、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）			
老齡年金、通算老齡年金及び特例老齡年金（その受給権者が六十五	厚生年金保険法第四十二条の規定による老齡厚生年金	厚生年金保険法	第四十六条第一項及び第四項、第三百三十三条の二第一項から第四項まで並びに第六十三条の三第一項及び第二項

歳以上である ものに限る。)			
-----------------------	--	--	--

7・8 (略)

9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。

10 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の標準報酬が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された場合について、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間(厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であったものとみなされた期間を除く。）」とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)(の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

11・12 (略)

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

歳以上である ものに限る。)			
-----------------------	--	--	--

7・8 (略)

9・10 (略)

第七十八条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第六十三条第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(厚生年金基金の老齢年金給付の基準の特例)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二百二十二条第二項中「規定する額」とあるのは、「規定する額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三条の二 (略)

2 前項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、前項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保

第八十二条 (略)

2 (略)

第八十三条 (略)

2 (略)

第八十三条の二 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置)

第八十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保

険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・ロ（略）

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・ロ（略）

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イ

険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ・ロ（略）

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ・ロ（略）

三 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十八年四月二日以後に生まれ、かつ、平成十七年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九条第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イ

に掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ・口（略）

四（略）

4 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する者（同法附則第十四条の規定又は法令の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとすることができる。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用については、当該額から政令で定める額を控除した額）に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5・6（略）

（旧船員保険法による給付）

に掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

イ・口（略）

四（略）

4 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の管掌者たる政府は、基金の申出により、第二項の規定による負担を、当該基金の加入員又は加入員であつた者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する者（同法附則第十四条の規定又は法令の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、同法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているものに当該基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとすることができる。この場合における厚生年金保険の管掌者たる政府の負担の額は、前項各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額とする。

5・6（略）

（旧船員保険法による給付）

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

4 6 (略)

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付(前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

第八十六条 (略)

2 (略)

3 5 (略)

第八十七条 旧船員保険法による年金たる保険給付(前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。)及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、附則第五十六条第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九条第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に關する事項を除き、なお従前の例による。

2 (略)

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項及び第七項並びに附則第五十六条第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に關するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。)中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句

欄の字句に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に¹⁰ 関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)

4～9 (略)

10 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な¹¹ 読替えは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)の適用に¹² 関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

12～15 (略)

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に読み替えるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に¹⁰ 関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(表略)

4～9 (略)

第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の五の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10～13 (略)

厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号） 抄
 （第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（基金又は連合会の規約の変更）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 企業年金連合会（以下「連合会」という。）は、一部施行日までに、その規約を新法第五十三条第一項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（中途脱退者に係る措置に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基金が一部施行日以後に厚生年金保険法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項（法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第六十条から第六十二条までの規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条、第六十二条の二及び第六十五条の規定の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>（基金又は連合会の規約の変更）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、一部施行日までに、その規約を新法第五十三条第一項の規定に適合するように変更し、当該規約の変更につき厚生大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（中途脱退者に係る措置に関する経過措置）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 基金が一部施行日以後に新法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて旧厚生年金適用者である者については、法律第三十四号附則第八十三条第二項（法律第三十四号附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定によりなお従前の例によるものとされた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第六十条から第六十二条までの規定を適用せず、新法第六十条から第六十二条の二までの規定の例による。</p>

(解散基金加入員に係る措置に関する経過措置)

第六条 厚生年金保険法第六十一条の規定は、一部施行日以後に解散した基金及び当該基金に係る解散基金加入員について適用する。

第七条 法律第三十四号附則第八十二条第一項に規定する者である解散基金加入員が同項に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)の額については、同法第六十一条第三項中「第三百二十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」とする。

2 厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付については、同法第六十三条の二に定める場合のほか、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金又は特例老齢年金について法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、厚生年金保険法第六十一条第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民

(解散基金加入員に係る措置に関する経過措置)

第六条 新法第六十二条の三の規定は、一部施行日以後に解散した基金及び当該基金に係る解散基金加入員について適用する。

第七条 法律第三十四号附則第八十二条第一項に規定する者である解散基金加入員が同項に規定する老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する新法第三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)の額については、新法第六十二条の三第三項中「第三百二十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十二条第一項」とする。

2 新法第六十二条の三第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付については、新法第六十三条の二に定める場合のほか、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金又は特例老齢年金について法律第三十四号附則第五十六条第一項の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、新法第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、新法第六十二条の三第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民年金法

年金法等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、「老齢厚生年金の受給権を有していたとき」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特別老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」と、「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二条第二項の規定の例により計算した額又は同法附則第八十三条の二に規定する額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、前条第二項及び同法第百六十三条の二の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する老齢年金給付は、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第一項又は法律第三十四号附則第五十六条第二項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付（厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。）は、前項本文の規定にかか

等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、「老齢厚生年金の受給権を有していたとき」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特別老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあるのは、「当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」と、「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二条第二項の規定の例により計算した額又は同法附則第八十三条の二に規定する額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第六十二条の第三第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、前条第二項及び新法第百六十三条の二の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する老齢年金給付は、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第一項又は法律第三十四号附則第五十六条第二項前段の規定によりその支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、新法第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付（新法第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。）は、前項本文の規定にかかわらず

ならず、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5
5
7 (略)

、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5
5
7 (略)

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号） 抄
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八条第二項においてその例によるとされた附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正す</p>	<p>附 則</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八条第二項においてその例によるとされた附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。</p>

る法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）
（附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4
（略）

第十九条（略）

2
（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力

4
（略）

第十九条（略）

2
（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の
第三百二十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二
年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第
一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正
法第四条の規定による改正前の第三百二十二条第二項若しくは平成十二
年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十
二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二
十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報
酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部
分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則
第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合
に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利
を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法
等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第
一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」
と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第十九条第
四項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定
」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする
」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は前
条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から
、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時
」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の第二
一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則
第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合
に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利
を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法
等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第
一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」
と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第十九条第
四項においてその例によるものとされた附則第九条の第二項の規定
」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする
」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は前
条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から
、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時
」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の第二
一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の

「第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条

第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第二十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6～8（略）

第二十条（略）

2（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるの

「第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

6～8（略）

第二十条（略）

2（略）

3 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるの

は「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額」以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条第

は「これらの規定」と、同法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 厚生年金保険法第四十四条及び第四十四条の二の規定は、同法附則第八条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第二十条第

四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定
「と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする
」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は前
条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から
、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時
」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第
一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の
二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるの
は「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」とい
う。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条
第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十
四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若
しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二
条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改
正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」と
いう。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものと
された平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第
二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六
十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三
条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定め
る額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」と
あるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6
8 (略)

四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定
「と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする
」とあるのは「加算するものとし、その年齢に達した月の翌月又は前
条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から
、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時
」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、同法第四十四条の二第
一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の
二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

6
8 (略)

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号） 抄
 （第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「<u>四百八十</u>」とあるのは、「<u>四百八十</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、<u>四百三十二</u>とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは<u>四百四十四</u>とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者</p>	<p>附 則</p> <p>（老齢厚生年金の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「<u>四百四十四</u>」とあるのは、「<u>四百四十四</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは<u>四百二十</u>とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは<u>四百三十二</u>とする。）」とする。</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する場合には、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「<u>四百四十四</u>」とあるのは、「<u>四百四十四</u>（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、<u>四百三十二</u>とする。）」と読み替えるものとする。</p>

であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。」「と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第十九条

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 男子である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)(の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)(が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

5~8 (略)

3・4 (略)

第十九条

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 (略)

4 男子である厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)(の受給権者(第一項の表の上欄に掲げる者に限る。)(が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5~8 (略)

(老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附

(老齡厚生年金の支給停止に関する経過措置)

第二十一条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金(附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日(附則第二十条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。)が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以

則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者が厚生年金保険の被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日又は同法第四十六条第一項に規定する政令で定める日(次項、附則第二十三条第一項、第二十四条第三項及び第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。)が属する月において、その者の標準報酬月額とそれ以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」という。)及び老齡厚生年金の額(附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この条において同じ。)の百分の八十に相当する額を十二で除して得た額(次項において「基本月額」という。)(との合計額が二十八万円以下であるときは、その月の分の当該老齡厚生年金について、老齡厚生年金の額の百分の二十に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齡厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日(が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が二十八万円を超えるときは、その月の分の当該老齡厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ老齡厚生年金の額の百分の二十に相当する額と当該各号に定める額に十二を乗じて得た額との合計額(以下この項において「支給停止基準額」という。)(に相当する部分の支給を停止する。ただし、当該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齡厚生年金の額以上であるときは、老齡厚生年金の全部の支給を停

前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得

た額（以下「総報酬月額相当額」という。）と老齢厚生年金の額（附

則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五条又は前条第三項若

しくは第五項において準用する同法第四十四条第一項に規定する加給

年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（

以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法附則第

十一条第二項に規定する支給停止調整開始額（以下この項において「

支給停止調整開始額」という。）を超えるときは、その月の分の当該

老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該

各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停

止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、当

該各号に掲げる場合において、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以

上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相

当額が厚生年金保険法附則第十一条第三項に規定する支給停止調整

変更額（次号から第四号までにおいて「支給停止調整変更額」とい

う。）以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計額

から支給停止調整開始額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た

額

二 基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ、総報酬月額相

当額が支給停止調整変更額を超えるとき。支給停止調整変更額と

基本月額との合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に二

分の一を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更

額を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額

が支給停止調整変更額以下であるとき。総報酬月額相当額に二分

止するものとする。

一 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四

十八万円以下であるとき。総報酬月額相当額と基本月額との合計

額から二十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

二 基本月額が二十八万円以下であり、かつ、総報酬月額相当額が四

十八万円を超えるとき。四十八万円と基本月額との合計額から二

十八万円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額に、総報酬月

額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

三 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円以下であるとき。総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た

額

四 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。

総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

五 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。

総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

六 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。

総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

七 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。

総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

八 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八

万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円以下であるとき。

総報酬月額相当額に二分の一を乗じて得た額

の一を乗じて得た額

四 基本月額が支給停止調整開始額を超え、かつ、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき、支給停止調整変更額に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものに限る。）については、同項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十二條 厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者

額

四 基本月額が二十八万円を超え、かつ、総報酬月額相当額が四十八万円を超えるとき、四十八万円に二分の一を乗じて得た額に総報酬月額相当額から四十八万円を控除して得た額を加えた額

3 第一項に規定する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給するものに限る。）については、第一項中「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この条において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この条において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額の百分の二十」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。次項において同じ。）の百分の二十」と、前項中「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、老齢厚生年金の額に、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。

4 前三項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十二條 厚生年金保険法附則第十一条の二第一項に規定する障害者

・長期加入者の老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下同じ。）の受給権者が、男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金については、同法附則第十一条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「同法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十三条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下この項において「平成十六年改正法」という。）第八条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の二並びに附則第二十一条及び第二十八条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

・長期加入者の老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下同じ。）の受給権者が、男子であつて附則第十九条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき又は女子であつて附則第二十条第一項の表の上欄に掲げる者（前月以前の月に属する日において同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金については、同法附則第十一条の二の規定は適用せず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは、「同法附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十三条 改正後の厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、改正後の厚生年金保険法附則第十三条第三項から第五項まで及び第十三条の二並びに附則第二十一条及び第二十八条の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一・二（略）

2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）」とあるのは「支給停止基準額（附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいい、当該支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に附則第十八条第三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）を加えた額以上であるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額」と、同項第二号中「（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。）とあるのは、「加給年金額を除く。）」と、「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とあるのは、「その支給が停止される部分の額に、代行部分の総額につき同条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額）」とする。

一・二（略）

2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）」とあるのは「支給停止基準額（附則第二十一条第三項において読み替えられた同条第二項の規定による支給停止基準額をいう。以下この号において同じ。）に、附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）の百分の二十に相当する額を加えた額（支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に代行部分の総額の百分の八十に相当する額を加えた額以上であるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額」と、同項第二号中「（附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。）とあるのは、「加給年金額を除く。）」と、「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とあるのは、「その支給が停止される部分の額に、代行部分の総額につき同条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額）」とする。

3 (略)

第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 (略)

む。）に代行部分の総額を加えた額」とする。

第二十六条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで又は第二十条第一項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において単に「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第六項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一・二（略）

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金の加入員であった期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十

一・二（略）

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金の加入員であった期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（昭和十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものに限る。）が厚生年金保険の被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第四項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第二十一条第二項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第二十四条第四項に規定する厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十

五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第六項において、基礎年金を受給する者の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十一条第一項」とあるのは「附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。」「とする。

5
5(11) (略)

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る附則第二十三条第一項第一号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「とあるのは「前項中」と、「額を加えた額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という。)から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保険法附

五分の六を乗じて得た額)に十二を乗じて得た額(第六項において、基礎年金を受給する者の調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

4 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する第一項に規定する老齢厚生年金については、前項中「附則第二十一条第二項」とあるのは「附則第二十一条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額の百分の八十に相当する額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。」「とする。

5
5(11) (略)

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第二項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齢厚生年金に係る附則第二十三条第一項第二号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同条第二項」とあるのは「同条第三項において読み替えられた同条第二項」と、「とあるのは「前項中」と、「額の百分の八十に相当する額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という。)から代行部分の総額につき改正前の厚

則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額を加えた額」とする。

13・14 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 (略)

2・8 (略)

9 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十(昭和十九年四月一日以前に生まれた者にあつては四百四十四とし、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六とし、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八とする。以下この項及び第十一項において同じ。)に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(男子に限る。)が附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数(当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。次項において同じ。)が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超えるときは、第六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額(その額の計算について昭和六十年改正法附則第六十一条第二項の規定の

生年金保険法附則第十一条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額」とする。

13・14 (略)

(老齢厚生年金等の受給権者に係る老齢基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七条 (略)

2・8 (略)

9 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(男子に限る。)が附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数(当該月数が四百四十四を超えるときは四百四十四とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。次項において同じ。)が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数を超えるときは、第六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の第二項第一号に規定する額(その額の計算について昭和六十年改正法附則第六十一条第二項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した額とする。第十一項において同じ。)を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した額とする。
第十一項において同じ。）を加算した額を繰上げ調整額とするものと
し、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

10 前項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険
の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算さ
れた老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が附則第二十条第一項
の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（繰
上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期
間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者
期間の月数を超える場合について準用する。

11 繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間
の月数が四百八十に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生年
金の受給権者（男子に限る。）が附則第十九条第一項の表の下欄に掲
げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除
く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定するとき
は、第六項及び第九項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額につい
て、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計
算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該月数が四百
八十を超えるときは四百八十とし、当該月数が二百四十未満であつて
、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号
から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。以下こ
の項において同じ。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生
年金保険の被保険者期間の月数を控除して得た月数の厚生年金保険の
被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条の二第
二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時に、そ
の額を改定する。ただし、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ

10 前項の規定は、繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険
の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算
された老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が附則第二十条第一
項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齢厚生年金（
繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者
期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険
者期間の月数を超える場合について準用する。

11 繰上げ調整額（その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間
の月数が四百四十四に満たないものに限る。）が加算された老齢厚生
年金の受給権者（男子に限る。）が附則第十九条第一項の表の下欄に
掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を
除く。）を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定するこ
きは、第六項及び第九項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額につ
いて、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の
計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数（当該月数が四
百四十四を超えるときは四百四十四とし、当該月数が二百四十未満で
あつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項
第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。
以下この項において同じ。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎とな
る厚生年金保険の被保険者期間の月数を控除して得た月数の厚生年金
保険の被保険者期間を基礎として計算した厚生年金保険法附則第九条
の二第二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時
に、その額を改定する。ただし、当該改定に係る老齢厚生年金の額（

調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数以下であるときは、この限りでない。

12 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「第九項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

13
14 (略)

15 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、厚生年金保険法附則第十一条の規定にかかわらず、附則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは「附則第二十七条第十三項又は第十四項」と、同条第二項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」は第五項において準用する同法第四十四条の二第一項」とあるのは「同法第四十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

16 (略)

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)
第三十五条 (略)

2
5 (略)

6 厚生年金保険法第八十一条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「を基準として」とあるのは、「に基づき、すべての

繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数以下であるときは、この限りでない。

12 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が四百四十四に満たないものに限る。)が加算された老齢厚生年金の受給権者(女子に限る。)が附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保険法第四十三条第三項の規定により改定する場合について準用する。この場合において、前項中「第九項」とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。

13
14 (略)

15 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、厚生年金保険法附則第十一条の規定にかかわらず、附則第二十一条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」とあるのは「附則第二十七条第十三項又は第十四項」と、同条第三項中「附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項」は第五項において準用する同法第四十四条の二第一項」とあるのは「同法第四十四条の二第一項」と読み替えるものとする。

16 (略)

(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)
第三十五条 (略)

2
5 (略)

6 厚生年金保険法第八十一条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「を基準として」とあるのは、「に基づき、千分の二

厚生年金基金に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める
範囲内において」とする。

7
(略)

十四から千分の三十までの範囲内において」とする。

7
(略)

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五条） 抄
 （第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（厚生年金基金等の老齢年金給付に関する経過措置） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその受給権を有する解散基金に係る老齢年金給付（厚生年金保険法第百六十一条第二項の規定により企業年金連合会が同法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員に支給する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）についての同法附則第十三条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 附則第二十四条第二項の規定は、解散基金に係る老齢年金給付（厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）について準用する。この場合において、附則第二十四条第二項中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（厚生年金基金等の老齢年金給付に関する経過措置） 第二十八条（略）</p> <p>2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその受給権を有する解散基金に係る老齢年金給付（厚生年金保険法第百六十二条の三第二項の規定により厚生年金基金連合会が同法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員に支給する老齢年金給付をいう。以下この条において同じ。）についての同法附則第十三条の二の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>3 附則第二十四条第二項の規定は、解散基金に係る老齢年金給付（厚生年金保険法附則第百六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。）について準用する。この場合において、附則第二十四条第二項中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。</p>

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）抄
 （第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用をいう。附則第十九条及び第二十条において同じ。）は、厚生年金保険法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項の規定の適用については、年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p> <p>（保険料率の特例）</p> <p>第十八条 日本たばこ産業株式会社及び改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が日本たばこ産業株式会社であるものに限る。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、「千分の百四十二・八八」、「千分の百四十六・四二」、「千分の百四十九</p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第十四条 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用をいう。附則第十九条及び第二十条において同じ。）は、厚生年金保険法第八十一条第四項の規定の適用については、保険給付に要する費用とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項の規定の適用については、年金たる保険給付に要する費用とみなす。</p> <p>（保険料率の特例）</p> <p>第十八条 日本たばこ産業株式会社及び改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が日本たばこ産業株式会社であるものに限る。）の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」とあるのは、「千分の百五十五・五」とする。ただし、施行日の前日以前の日から引き続き</p>

・九六」及び「千分の百五十三・五〇」とあるのは、「千分の百五十五・五」とする。ただし、施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）の厚生年金保険法による保険料率については、この限りでない。

2 旅客鉄道会社等（改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する法人をいう。以下この項並びに附則第三十二条及び第五十四条において同じ。）及び改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が旅客鉄道会社等であるものに限る。）

（の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの）に使用される被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の表の下欄中「千分の百三十九・三四」、「千分の百四十二・八八」、「千分の百四十六・四二」、「千分の百四十九・九六」及び「千分の百五十三・五〇」とあるのは、「千分の百五十六・九」とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項に規定する者（昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者であるものに限る。）に対する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第三十三条の規定（同条に規定する施行日の属する月から平成十八年八月までの月分の保険料率に係る部分に限る。）の適用については、同条中「第三種被保険者」とあるのは、「第三種被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十八条第一項本文又は第二項前段に規定する者を除く。）」とする。

厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）の厚生年金保険法による保険料率については、この限りでない。

2 旅客鉄道会社等（改正前国共済法第二条第一項第八号に規定する法人をいう。以下この項並びに附則第三十二条及び第五十四条において同じ。）及び改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人（当該指定に係る旧適用法人が旅客鉄道会社等であるものに限る。）

（の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの）に使用される被保険者の同法による保険料率については、同法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」とあるのは、「千分の百五十六・九」とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項に規定する者（昭和六十年国民年金等改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者であるものに限る。）に対する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「第三種被保険者」とあるのは、「第三種被保険者（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十八条第一項本文又は第二項前段に規定する者を除く。）」とする。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号） 抄
 （第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3～8 （略）</p> <p>9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項及び第二項に規定する年金たる給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。</p> <p>10 第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するもの</p>	<p>附 則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項及び第十項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3～8 （略）</p>

とされた年金たる給付の受給権者の附則第六条の規定により厚生年金
保険法による標準報酬月額とみなされた改正前国共済法による標準報
酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定によ
り改定された場合における第一項及び第六項の規定により適用するも
のとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はそ
の例による場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事
項は、政令で定める。

11
12
（略）

9
10
（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項及び第十一項から第十三項まで並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十二項及び第十三項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3 10 （略）</p> <p>11 第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金（平成二十年四月一日以後の特定期間（厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）に係る旧適用法人共済組合員期間をその額の算定の基礎とするものに限る。）の額の算定及び改定その他必要な</p>	<p>附則</p> <p>（改正前国共済法による給付等）</p> <p>第十六条 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る改正前国共済法による年金たる給付（前条第一項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる給付を含む。）については、第四項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第一項及び第二項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、同法及び改正後国共済施行法の長期給付に関する規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る旧国共済法による年金たる給付については、第五項、第六項、第九項、第十一項及び第十二項並びに次条第三項の規定を適用する場合並びに当該給付の費用に関する事項を除き、なお従前の例による。</p> <p>3 10 （略）</p>

12| 事項は、政令で定め
・ 13| る。
(略)

11|
・ 12|
(略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十二条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。</p>	<p>附則</p> <p>（老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置）</p> <p>第二十条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、<u>第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第六項の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第二号（<u>第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第一項（厚生年金保険法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び</u></u></p>

一・二 (略)

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に従前額改定率を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一・二 (略)

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附

第四項（第五条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに第十九条の規定による改正後の平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三一を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に一・〇三一を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一・二 (略)

則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 | 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・一とする。

4 | 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三条の三第一項又は第三項（同法第三十四条第二項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。

5 | 第一項各号に掲げる額又は第二項に定める額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号。以下「平成十六年改正法」という。）第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条第一項及び厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

6 | 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険

2 | 前項各号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項及び第六条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七条の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

3 | 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険

者であつた期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項並びに厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

7| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

8| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

9| 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

10| 12| (略)

13| 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。
14| (略)

者であつた期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項並びに第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

4| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替えるものとする。

5| 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

6| 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

7| 9| (略)

10| (略)

附則別表第一

(略)	(略)
平成十二年四月から平成十七年三月まで	〇・九一七
平成十七年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

附則別表第一

(略)	(略)
平成十二年四月以後	〇・九一七

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第七条 削除</p>	<p>附則</p> <p>（代行保険料率の算定等に関する経過措置）</p> <p>第七条 厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「保険給付の額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）による改正前の保険給付の額の計算に関する規定の例により保険給付の額」とする。</p> <p>2 平成十五年三月三十一日までの間、前項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第八十一条の三第二項においてその例によるものとされた規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十四条第三項に規定する額については、平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第七条第三項」とする。</p> <p>一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（附則第九条第一項に規定する者を含む。）に厚生年金基金（以下「基金」という。）が支給する厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付（以下「老齢年金給付」という。）に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除し</p>

て得た額

イ 第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であった期間（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。）のうち昭和六十一年四月一日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該昭和六十一年四月一日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（附則第九条第一項に規定する者を除く。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十一年四月一日以後の期間につき第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額

(厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に厚生年金基金(以下「基金」という。)の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百十九条第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

(厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置)

第九条 基金が支給する厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)であつて、昭和十五年四月一日以前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者(昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。)に支給するものについては、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに

ロイに掲げる期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額

三 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額

4 平成十二年三月以前の月分の基金が支給する老齢年金給付の費用について厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額については、なお従前の例による。

(厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百十九条第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

(厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置)

第九条 基金が支給する老齢年金給付であつて、昭和十五年四月一日前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者(昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者を除く。)に支給するものについては、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二

第十三条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2・3 (略)

(厚生年金基金連合会への準用)

第十条 前条第一項の規定は、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第十八条 厚生年金保険法第四十六条第一項及び第四項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限り。)については、適用しない。

2 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)(の規定は、昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の表(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)(の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限り。)(については、適用しない。

項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項及び第三項並びに第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2・3 (略)

(厚生年金基金連合会への準用)

第十条 附則第七条第三項及び第四項並びに前条第一項の規定は、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。)が支給する老齢年金給付について準用する。

2 (略)

(老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置)

第十八条 第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第一項及び第二項の規定は、老齢厚生年金(その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限り。)(については、適用しない。

2 第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法(以下この項において「改正後の昭和六十年改正法」という。)(附則第七十八条第六項(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。)(の規定は、改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の表(改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)(の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限り。)(については、適用しない。

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合には、厚生年金保険法附則第二十九條第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、支給率(同条第四項に規定する支給率をいう。)を乗じて得た額とする。

2 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者及び第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する老齢年金給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。)の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものの額は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合には、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十九條第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、同項の表に定める率を乗じて得た額とする。

2 (略)

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十二條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者及び第十五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する老齢年金給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものの額は、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

第二十五条 削除

第二十五条 附則第七条第一項の規定により読み替えられた第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定により保険給付の額を計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、同項においてその例によるものとされた規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條</p>	<p>額は、 全期間 被保険者期間の月数</p>	<p>額は、平成十五年四月一日前の期間 当該被保険者期間の月数</p>
<p>第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條</p>	<p>得た額</p>	<p>得た額と同日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額（国民年金法等の一部を改正する法律）平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六條の規定による改正後の第四十三條第一項に規定する平均標準報酬額をいう。以下同じ。）の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額</p>
<p>第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條</p>	<p>額は、 加入員たる被保険者であつた期間に</p>	<p>額は、平成十五年四月一日前の当該加入員たる被保険者であつた期間に</p>

百三十二条第二項	得た額	得た額と同日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額
第四条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第九条の二第二項第一号	被保険者であつた全期間 被保険者期間 得た額	平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間 当該被保険者期間 得た額と同日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額
第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十二条第三号	旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険 額に旧第三種被保険者等であつた期間等 得た額	平成十五年四月一日前の旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険 額に当該旧第三種被保険者等であつた期間等 得た額と同日以後の旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等 得た額

	<p>第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項</p>	<p>第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第三号</p>	
<p>、それぞれ同表の下欄のように</p>	<p>当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の</p>	<p>額に当該旧特例第三種被保険者</p>	<p>得た額</p>
<p>被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額</p> <p>同表の下欄のように、「千分の五・七六九」とあるのは政令で定める率に、それぞれ</p>	<p>平成十五年四月一日前の当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の</p>	<p>額に同日前の当該旧特例第三種被保険者</p>	<p>得た額と同日以後の当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該旧特例第三種被保険者</p>

<p>第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項</p>	<p>、同表の下欄のよ うに</p>	<p>該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に同日以後の当該特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額とを合算した額</p>
<p>2 前項の規定により読み替えられた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び第八十二条第二項に規定する政令で定める率は、附則第七条第一項の規定によりその例によるものとされた第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定めらるるものとする。</p>		
<p>3 第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十四条第三項に規定する額については、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第二十五条第三項」とする。</p>		

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（附則第九条第一項に規定する者を含む。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額

イ 前条第一項及び第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十年四月一日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百二十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該昭和六十一年四月一日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十五年四月一日前までの期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百二十二条第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号ロの規定の例により計算した額とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、昭和六十一年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（附則第九条第一項に規定する者を除く。）に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち昭和六十年四月一日以後の期間につき第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項及び附則別表第七の規定により読み替えて適用する附則第二十三条第一項の規定の例により計算した額

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(厚生年金基金連合会への準用) 第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>	<p>(厚生年金基金連合会への準用) 第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条並びに前条第三項の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。</p>
	<p>ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一日前の期間につき第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二条第二項の規定の例により計算した額とイに掲げる期間のうち同日以後の期間につき前条第一項第一号ロの規定の例により計算した額とを合算した額</p> <p>三 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用については、前二号に準じて、政令で定めるところにより算定した額</p>

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）抄
 （第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（企業年金連合会への準用）</p> <p>第十条 前条第一項の規定は、<u>企業年金連合会</u>（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について準用する。</p> <p>2 前条第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した基金に係る厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、<u>同法第百六十一条第三項中「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項の規定の例により計算した額」とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>（厚生年金基金連合会への準用）</p> <p>第十条 前条第一項の規定は、<u>厚生年金基金連合会</u>（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について準用する。</p> <p>2 前条第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した基金に係る厚生年金保険法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、<u>同法第百六十二条の三第三項中「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項の規定の例により計算した額」とする。</u></p>

(企業年金連合会への準用)

第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第百六十一条第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項」とする。

(厚生年金基金連合会への準用)

第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は基金が解散した日において当該基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、厚生年金保険法第百六十二条の三第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項」とする。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）抄
 （第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。</p> <p>第十八条 削除</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生年金基金の老齢年金給付に関する経過措置）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（老齢厚生年金の支給の停止に関する経過措置）</p> <p>第十八条 厚生年金保険法第四十六条第一項及び第四項の規定は、老齢厚生年金（その受給権者が、平成十四年四月一日前にその権利を取得したものに限り。）については、適用しない。</p> <p>2 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項（昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、昭和</p>

(老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置)

第二十条 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号)においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の五の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。)及び同法附則第九条の二第二項第二号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに同法附則第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。)及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む)並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

六十年改正法附則第七十八条第六項の表(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の第一欄に掲げる年金たる保険給付(その受給権者が昭和十二年四月一日以前に生まれたものに限る。)については、適用しない。

(老齢厚生年金等の額の計算に関する経過措置)

第二十条 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第五十条第一項及び第六十条第一項)においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。)及び同法附則第九条の二第二項第二号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む)並びに同法附則第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む)並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。)に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第二十一条（略）

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の五の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3
10（略）

11 第一項各号に掲げる額を計算する場合には、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項（以下この項及び次項において「改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項

第二十一条（略）

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項（同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十四条第一項、昭和六十年改正法附則第五十九条第二項、附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七条の三の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに同法附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項において適用する場合を含む。）及び同法附則第九条の二第二項第二号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに同法附則第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により計算した額が、被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3
10（略）

11 第一項各号に掲げる額を計算する場合には、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項（以下この項及び次項において「改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項

「という。」及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「附則第五十二条並びに厚生年金保険法第四十三条（同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項において適用する場合並びに同法第六十条第一項第一号においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の第二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項各号」と読み替えるものとするほか、第一項第二号に掲げる額を計算する場合における改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項の規定の適用については、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、「同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率に」と読み替えるものとする。

12
14 （略）

（厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置）

第二十三条 （略）

2 厚生年金保険法第百三十三条、第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第七条の六第四項及び第五項、第十三条第三項及び第

「という。」及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「附則第五十二条並びに厚生年金保険法第四十三条（同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項において適用する場合並びに同法第六十条第一項第一号においてその例による場合（同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。）を含む。）及び同法附則第九条の第二第二項（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第一項（同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十一条第一項各号」と読み替えるものとするほか、第一項第二号に掲げる額を計算する場合における改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項の規定の適用については、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、「同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率に」と読み替えるものとする。

12
14 （略）

（厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置）

第二十三条 （略）

2 厚生年金保険法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第七条の六第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十

四項並びに第十三条の七第四項及び第五項の適用については、当分の間、同法第三百三十三条中「前条第二項」とあるのは「前条第二項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十三条第一項」と、同法第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第七条の六第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十三条の七第四項及び第五項中「第三百三十二条第二項」とあるのは「第三百三十二条第二項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項」とする。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項（昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

4 厚生年金保険法第三百三十三条並びに第三百三十三条の二第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同法第三百三十三条中「前条第四項」とあるのは「前条第四項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。次条において「平成十二年改正法」という。）附則第二十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同法第三百三十三条の二第二項中「第三百三十二条第四項」とあるのは「第三百三十二条第四項に規定する額、昭和六十年改正法附則第

三条の七第四項及び第五項の適用については、当分の間、これらの規定中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「第三百三十二条第二項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項」とする。

八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する額又は平成十二年改正法附則第二十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、同条第三項中「政令で定める額」とあるのは、「政令で定める額、昭和六十年改正法附則第八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の政令で定める額又は平成十二年改正法附則第二十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項の政令で定める額」とする。

第二十四条（略）

2・3（略）

4 前条第二項の規定にかかわらず、附則第九条第一項に規定する者について厚生年金保険法第百三十三条、第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同法第百三十三条中「前条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の前条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十四条第一項」と、同法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第三項及び第四項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項

第二十四条（略）

2・3（略）

4 前条第二項の規定にかかわらず、附則第九条第一項に規定する者について厚生年金保険法第百三十三条の二第二項及び第三項並びに同法附則第十三条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、これらの規定中「第百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この項において「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十四条第一項」とする。